

平成29年度第2回 山陽小野田市総合教育会議議事録

1 日 時 平成29年7月27日（木曜日） 13時30分開会 14時45分閉会

2 場 所 市役所3階第2委員会室

3 出席者 市長 藤田剛二 教育長 宮内茂則
教育長職務代理者 砂川功 教育委員 竹田佳枝
教育委員 棟久佳子 教育委員 中村眞也

4 欠席者 なし

5 市長、教育長、教育委員及び傍聴人を除き、会議に出席した者の氏名
総務部長 今本史郎 総務部次長 岩本良治 秘書室長 大谷剛士
教育部長 尾山邦彦 教育総務課長 古谷昌章 学校教育課長 三輪孝行
学校教育課技監 井上岳宏 社会教育課長 和西禎行

6 傍聴人 なし

7 議事

(1)開会

(2)市長あいさつ

(3)出席者自己紹介

(4)総合教育会議について概要説明【資料1】

(5)協議事項

①「総合教育会議運営要綱」の改正について【資料2】

② 山陽小野田市教育大綱（平成28年2月策定）の改正について

ア 現・山陽小野田市教育大綱について【資料3】

イ 改正にあたっての追加説明【資料4】

ウ 次期大綱の計画期間について【山陽小野田市教育大綱】

エ 大綱についての意見交換

オ 改正のスケジュール

(6)その他

① 学校給食公会計化について

(7)閉会

(1)開会

○今本総務部長

みなさんこんにちは。ただ今から平成 29 年度第 2 回総合教育会議を始めさせていただきます。会議の議長は、運営要綱により、市長となっています。挨拶に引き続いて進行の方よろしく願いいたします。

(2) 市長あいさつ

○藤田市長

みなさんこんにちは。本日は大変お忙しい中お集まりいただきありがとうございます。平成 27 年に施行された地教行法（地方教育行政の組織及び運営に関する法律）の改正に伴って市長、教育長、教育委員により構成される総合教育会議が行われることになりました。これまで会議では本市の教育大綱を策定したこと、次に学校給食会計の公会計について協議したと聞いております。本日の会議では総合教育会議の運営要綱の改正、現在の教育大綱についての説明、大綱の策定期間を決定することなどがあります。この会議を十分な意見交換の場として、本市の教育行政が市長部局との連携の下、円滑に行われますようみなさんのご協力をお願いしたいと思います。それでは本日の総合教育会議の構成員のうち 3 名が初めての人となります。順次自己紹介をお願いします。

(3) 出席者自己紹介

○藤田市長

まず最初に私は、4 月に市長に就任した藤田ですよろしく申し上げます。

○宮内教育長

6 月 9 日付で就任しました宮内です。まだ 1 カ月しか経っていませんがようやく少し慣れてきました。よろしく申し上げます。

○砂川教育長職務代理者

教育長職務代理者の砂川です。長年お世話になってます。これからもよろしく申し上げます。

○竹田教育委員

教育委員の竹田です。よろしく申し上げます。

○棟久教育委員

棟久です。よろしく申し上げます。

○中村教育委員

29 年度から教育委員になりました中村です。よろしく申し上げます。

(4) 総合教育会議について概要説明

○藤田市長

それでは議事進行を進めさせてもらいます。まず最初に総合教育会議の概要説明をお願いします。

○今本総務部長

今日初めて出席される方もいらっしゃると思いますので、私から概要説明させていただきます。教育委員会制度は戦後幾度と無く改正されていますが、平成 23 年の大津市のいじめ問題をきっかけに教育委員会制度が見直され、子供を取り巻く諸課題について市長と教育委員会が協議調整する総合教育会議の設置が各自治体に義務付けられました。総合教育会議では主に次の 3 点に関する協議又は調整

を行います。(1)大綱を策定すること(2)教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策(3)児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置の3点です。また、総合教育会議は市長が招集します。ただし教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると思料するときは、協議すべき具体的事項を示して、総合教育会議の招集を求めることができます。会議は原則として公開ですが個人情報保護のため必要があると認めるときは出席者の3分の2の議決を経て公開しないことができます。また、この会議が終わり事務の調整が行われた事項については市長と教育委員会はその結果を尊重しなければいけない、とあります。

○藤田市長

ただいまの概要説明について何かご質問のある方いらっしゃいますか。ないようでしたら次の協議事項に移らせていただきます。

(5)協議事項 ①「総合教育会議運営要綱」の改正について

○藤田市長

それでは協議事項に移ります。①の総合教育会議の運営要綱の改正について説明をお願いします。

○今本総務部長

運営要綱の改正の理由は2点ほどあります。1点目です。地教行法の改正が平成26年に行われ、この法律に基づき新教育長である宮内教育長が今回就任されました。従来、教育長は教育委員会の委員でありましたが、新制度では、教育委員会の構成員であるけれども委員ではなくなりました。2点目です。本年7月1日に山陽小野田市組織規則が改正され、総合教育会議に関する事務を新たに総務部秘書課が所管することになりました。以上の改正理由から運営要綱の文言の改正を行いました。以上です。なお本日決定をいただければ、施行日は本日を考えております。

○藤田市長

今の件について何かご質問などありますか。ないようでしたら提案のとおり、運営要綱を改正させていただくということでよろしいでしょうか。

○全員

(了承)

○藤田市長

それでは、次に進みます。

(5)協議事項 ②「山陽小野田市教育大綱の改正について ア 現・山陽小野田市教育大綱について

○藤田市長

まず現在の教育大綱についてご説明をお願いします。

○今本部長

昨年の2月に制定された現教育大綱について説明します。この大綱は平成27年度、4回の総合教育会議を行い決定したものです。大綱の構成としてはまず基本理念を定め、そしてその基本理念の実現のため3つの基本目標を定めています。大綱策定の趣旨には地教行法の改正により地方公共団体の長に大綱の策定が義務づけられたこと、また策定にあたっては国の第二期教育振興計画を参酌し、地域の実情に応じて策定することと定められています。大綱の期間については3ヵ年としました。なお次の大綱の期間については4年をめぐりとして総合教育会議で決定するというので決定してお

ります。次に大綱の 3 ページです。教育理念は「豊かな人間性を備えた輝く市民の育成」としてあります。基本理念の考え方は教育における最高法規である教育基本法をベースに市の総合計画からも言葉を引用したものになっています。内面をあらゆる言葉としての「豊かな人間性」という言葉を、外面をあらゆる言葉として「輝く」という言葉を使っております。次に 4 ページからです。基本理念を実現するために 3 つの基本目標を掲げました。その目標ごとに現状と課題及び主な取り組みを掲げる構成としております。続いて大綱策定において参酌する国の第 3 期の教育振興計画について教育委員会事務局から説明します。

(5) 協議事項 ② 「山陽小野田市教育大綱の改正について イ 改正にあたっての追加説明

○尾山教育部長

資料の 19 ページです。最初に、計画のコンセプトについてです。現行計画では、国民一人一人が生涯学び続け、必要な力を養い、その成果を社会に活かしていくことができる生涯学習社会を目指しています。一方、次期計画では、現行の計画の理念を引き継ぎつつも、現行計画を進める中で見えてきた課題や少子高齢化の進展など、将来の次の大きな変化を念頭に置いたものとなっています。大項目の 1 です。教育をめぐる現状と課題です。小項目の中に、まず教育の使命として、現行計画、次期計画ともに教育立国を目指す姿勢に変化はないと思われま。次に、小項目 2 です。これまでの成果と課題ですが、成果はともあれ、現行計画では、今から約 4 年少し前の計画開始時点において、低学力層の存在、若者の社会性の育成、教育格差の問題等の課題がありました。一方、現在は、目標や自信を持って主体的に取り組むこと、健康の確保や体力の向上、学校教育の内容を社会人になっても学び直すなど生涯を通じて学び続けること、少子化の克服や貧困の連鎖の解消のため、教育費の負担軽減をさらに進めることを課題として挙げています。次に、小項目 3 の教育の目指すべき姿として、現行計画では個人の育成、社会の仕組みづくりと捉えられとされています。次の小項目 4 については、現行と次期とで異なっています。現行計画では、国民一人一人が生涯をかけて可能な限り成長し、他者と協力して自己実現や社会貢献をすることができる生涯学習社会を構築する必要があるとしています。一方、次期計画では、社会の現状や 2030 年以降の変化等を踏まえ取り組むべき課題となっており、少子高齢化の進展、技術革新の進展に伴う社会構造の変化、地域間格差、子どもの自己肯定感の低さ、一人親家庭の割合増加等について、教育が大きな役割を果たしていく必要があるとしており、現行計画より踏み込んだ表現になっています。続いて大項目の 2 についてです。次期計画の大項目名は、今後の教育政策に関する基本的な方針となっています。5 本の柱があります。小項目 1、2 によって、学校と地域が協力して、すべての人に基礎基本を教え、夢や自信を持って可能性に挑戦することができるようにし、身に付けた基礎基本を土台に得意な分野で個性や能力を最大限に伸ばし、新たな価値を創造して社会の持続的な発展を牽引できるようにする。さらに、小項目 3 によって全ての人々が豊かな人生を送るために継続して学習し、社会で活躍できる環境を整え、小項目 4 によって、所得や住んでいる場所といった条件的に不利な人でも教育が受けられ能力や可能性を最大限伸ばし、夢に挑戦できるようにし、最後の小項目 5 によって、教育政策を進めるためには、学校指導体制の整備や情報技術の整備等基盤整備をするとしています。あと大項目 3 については資料のとおりです。学校と地域の連携あるいは生涯学習の推進、良好な教育環境の整備という点は現行、次期計画ともに共通していますが、人口減少とか少子高齢化をより強く意識して、教育環境のさらなる向上を図り、全ての人々が活躍できる社会の実現を目指そうとしている点は、次期計画で強調していることだと感じています。

(5) 協議事項 ② 「山陽小野田市教育大綱の改正について ウ 次期大綱の計画期間について

○藤田市長

ただいま現大綱の説明と大綱改正にあたり参酌する国の第3期の教育振興基本計画の基本的な考え方を説明してもらいました。本日の会議では次期大綱の期間を定めなければいけません。事務局からをお願いします。

○今本総務部長

先ほど説明しましたが、現大綱を策定時、総合教育会議では次期の大綱は4年を目処に検討するとありました。本来は市長の任期に合わせて4年から5年を想定しています。ただ先ほど、ご説明したとおり、国の第3期の教育振興計画も来年度にならないと具体的なものはまだわかりませんし、本市の総合計画も現在、協議中です。それらの内容を具体的に反映させるという事は難しいと思います。ただそれらは参酌するものではあるが、縛られるものではないので、予定通り30年から33年度の4年間で良いのではないかと私は思います。これにつきましては委員のみなさんで協議決定していただければと思います。よろしくお願いします

○藤田市長

期間についてご意見をいただき、決定したいと思います。みなさんいかがでしょうか。特にないようでしたら30年度からの4年間ということによろしいでしょうか。

○全員

(了承)

○藤田市長

期間は4年と決定します。では次に大綱についての意見交換に移ります。

(5) 協議事項 ② 「山陽小野田市教育大綱の改正について エ 大綱についての意見交換

○藤田市長

今年の総合会議では大綱の改正を行うわけですが、本日の説明を聞かれましてご意見等がありましたらご発言をお願いしたいと思います。今日は現在の大綱がどのようなものかご理解いただきたいという場でもございますので、次回改正すべき箇所については、お一人ずつご意見をいただきたいと思っています。改正すべき点、追加記載すべき点などをどのようなご意見でも結構です。私、進行役ではありますが、メンバーの一員ですので、少し気づきを話させていただきます。今日の説明を聞く中で、思ったことですが、そもそも総合教育会議がスタートした冒頭のきっかけのところが平成26年度に大津市で起きたいじめの問題だと聞いています。その点を踏まえ、現状認識と、これからの環境の変化に合わせて教育行政を進めていこうということになったと理解しています。いじめという言葉の取扱いについては、若干難しいところがあるかもしれませんが、その点について学校現場において大きな課題があるなら、学校だけでなく地域を含めてなんとかしていこうと踏みこんでもいいのではないかと思います。先ほど説明を受けた中で、山陽小野田市の現行の教育大綱の中でいじめという言葉がないということでした。特に6ページの基本目標の3「学校家庭地域の絆を育むとともに家庭教育支援の充実を図る」とある中で、強いて言えばこの辺に地域でいじめという課題について触れる可能性などもあり得るのではないかとというのが私の気づきです。これは教育行政の中の現場のみなさんの動きを含めて、関連することが多いので議論すべきところではないかと思えます。いじめというテーマをもし、使うならどのように反映させるか、またそれ以前に使う使わないという事について議論しても良いのではないかと私は思います。次回までにみなさんの考え方を聞きながら進めたいと思います。みなさん、何かご意見ありますか。

○砂川教育長職務代理者

いじめは大変な問題だと思います。私は、いじめはあるという認識の下から始めないといけない、あるかないかという問題では無いと思うのです。最近の事件では、教育委員会がいじめはないと言っているにもかかわらず、その子は自殺したという事例もあります。ないという事ではなくて、あるという前提に立って、どう対応していくかということが大切だと思います。

○藤田市長

私も根が深い要素があると思っています。そう簡単に解決できるとは思っていません。理想に向かって対応していかなければいけないが、かなり時間がかかるという認識をしています。でもそこが難しいからといって、踏み出さなかったらいつまでも距離は縮まらないと思います。だから少しでも理想に向かっていく、その取り組みが大切だと思うのです。ほかに何かみなさん、ありませんか。

○中村教育委員

学校現場でいじめ対策委員会が設置され、各学校で取り組まれていると思います。私は埴生中学校のいじめ対策委員会に入っていますが、先生方が情報を全て出してくれるようになったと感じています。以前は、どちらかと言えば、なかなか情報出してくれない印象をもっていました。今は、いじめにつながりそうな事例をどんどん委員会で出されて、それにどのように学校が対処していくかということ報告してくれます。でも今、一番、いじめで問題になるのは、LINEとか学校以外のところで起こる事例が多く、学校では対処しきれない問題が多々あると思います。学校外で起こるいじめをどのように対処していくかという事に学校は苦慮されていると思います。学校だけでなく、地域の方々も一緒になって子供たちと一緒に見守っていきましょうという体制を作っていくことが大切ではないかと思っています。いじめ対策委員会が出された問題を教育委員会では、ある程度取りまとめて、指導をされていますか。

○宮内教育長

いじめ対策委員会の報告だけでなく、日ごろから早期発見、早期対応ということを学校に対して徹底していますし、情報は全て教育委員会にあげることになっています。

○竹田教育委員

いじめは地域全体で対応するという事を言われていましたが、現在学校の中に、いじめ対策委員会の中に入るメンバーが、たとえば主任児童委員なども入っていますが、守秘義務など条件のある中、地域にそのような人材の方々がいるのかどうか、感じるがあります。

○藤田市長

教育の幹ともいえる教育大綱に、いじめについて議論した結果を反映させていきたいと思っています。次回に再度、議論したいと思っています。多面的にみなさんの意見を聞きながら最終的に反映できたらと思っています。よろしくお願いします。次に大綱改正のスケジュールについて、事務局からお願いします。

(5) 協議事項 ② 「山陽小野田市教育大綱の改正について オ 改正のスケジュール」

○今本総務部長

次回から次期大綱についてみなさんからご意見をいただきながら策定作業にはいることとなりますが、仮に大幅な改正があったとしても来年の2月には完成させたいと考えています。また次回の開催はあまり日をおかず、できたら8月中に開きたいと思っています。

○藤田市長

みなさんお忙しいところ大変恐縮ですけれど次回またよろしく願いいたします。

(6) その他 ① 学校給食公会計化について

○藤田市長

それでは、学校給食公会計化について、報告をお願いします。

○井上学校教育課技監

学校給食の公会計について平成28年度に総合教育会議で5回にわたって協議した内容をまとめたものがお配りした資料です。まず、学校給食会計の現状について7のスライドを見てください。現在の学校給食会計は各学校ごとに校長名の私会計で運営されています。保護者は給食袋にお金を入れて子供に持たせて学校に行っています。学校では集計しその口座に入れています。学校によっては口座に振り込んでもらうところもあります。平成27年度は市内で約700,000円の滞納があり、学校の管理職が中心となって対応しています。給食費の根拠は小学生は250円、中学校は290円という基準で運営しています。学校給食費の滞納をしている生徒・児童にも同じように給食は提供しています。私会計なので滞納分については、収入に欠損が出ます。一食あたりの単価を落とすことで対応しています。収入の中で全員分の給食を作るためです。スライド10をご覧ください。会計方法の検討についての経緯をご説明します。学校給食センター完成後、何億円という学校給食費が私的な会計で運営されるのはコンプライアンス上、問題ではないかという議会での一般質問があったことが始まりです。平成27年の9月議会に白井市長がこの件について、総合教育会議で検討すると答えたことから総合教育会議で検討することになりました。12ページのスライドを見てください。28年度の第2回の総合教育会議において、学校給食会計を学校給食センター供用開始後に公会計に移行するということが決まりました。理由としては、学校給食費の滞納にかかわらず児童生徒にはおいしい給食を提供を保障するという事、公正公平の観点から食材の仕入れ方法についても検討するという2点が理由です。もう一つのきっかけは、文部科学省が平成28年5月に学校現場における業務の適正化に向けて、次世代の学校指導体制にふさわしい教職員のあり方と業務改善のためのタスクホースというものを公表し、その中で先生の負担軽減のために学校給食費と学校徴収金の管理業務を学校から市町村の業務に移管することを定め、そのために平成30年度中に学校給食費の会計業務に係るガイドラインを検討し作成するという工程を発表しました。スライドの25、26です。このように30年度には、国がガイドラインを出すということになったので、公会計は導入せざるを得ないということになり、平成29年度第3回の総合教育会議では、公会計になったときの問題について話し合うことになりました。スライドの16に戻ります。教育委員会事務局が考えた学校給食会計を公会計化した場合の課題を3点ほどあげています。1点目は、公会計化すると地方自治法による会計となり、地方自治法の第234条に基づき、食材仕入れは原則として競争入札で行わなければならないということです。食材仕入れが原則競争入札になるのです。例えば、現在の取引先が多い大手の会社には価格競争で有利になるが、市内の中小零細の小売店は、価格競争となるといけなくなって、商売そのものが成り立たなくなっていくという問題があります。市の方針である、市内業者の育成支援の妨げになる可能性があるのではないかということです。2点目の課題は公会計を導入すると、給食費の管理システムを導入して適切に債権管理をしなければいけなくなるということです。この債権管理を行うために、会計職員をセンターに配属するほか、システムを導入しなければいけなくなり、そのための人件費並びにシステム導入経費がかかることとなります。3点目については、現在、徴収事務を学校でやっていますが、学校から教育委員会が行うことになり、収納率が下がることが懸念されます。この3つの課題についてそれぞれ検討し、解決策等を導き出したのが次の17番のスライドです。①食材仕入れに関する検討については、競争入札が原則なので、理由が

ない限り、現在のように特定の業者から食材を納入することができなくなります。例外もあります。納入する業者が1社しかない、例えば牛乳とか、そのような場合は競争にならないで1社から納入することができます。また、1回の契約金額が少額の場合、具体的にいうと800,000円以下での契約においては競争入札はしなくていいことになっています。そのかわり業者から見積もりを徴収して、見積もり額が1番安い業者と契約することになります。そしてこれらの例外のケース以外は、基本的には競争入札にしなければなりません。学校で使う食材の中には、青果物のように1ヶ月先の見積もりを出しづらいものもあります。見積もりを出したところで、市場価格が高騰していて食材が揃わない、あるいは安くて悪いものが入るといった可能性もあります。この点については、課題の一つとしてとらえています。いずれにせよ、公会計にすると何らかの競争、800,000円以下であっても競争が生じるので、今の取引業者の売り上げを保証する事は公会計ではできなくなっていく可能性があります。2番目にシステム等の課題については、スライド22ページをご覧ください。債権管理に関する課題と検討結果についてです。公会計化にあたり必要となる経費を試算してみました。するとシステムを作るための構築経費が、23,400,000円ほどかかります。2年目以降については更新経費ですが、それでも6,600,000円程度かかります。3番目です。公会計化すると収納率が悪くなるのではないかという問題ですが、スライド23です。公会計化すると納入通知書、いわゆる請求書が給食センター、つまり市から保護者に直接送ることになり、しかも郵送です。保護者に届くので、学校で納入ができないので口座振替、あるいは銀行、あるいは市の出納窓口で直接払ってもらわなければならないようになります。保護者にとっては今よりも手間がかかることになります。滞納が増えるというのはこの辺に原因があると想定してのことです。解決策としては口座振替をできるだけ推奨するというので、ある程度解決するのではないかと考えています。その他、公会計化した場合に、一般会計はどのように予算計上していくかということも検討しました。歳入は一般的には雑収入に計上することになります。歳出については食材購入費になりますが、賄い材料費として計上します。多くの自治体においては歳入と歳出を比べた場合歳出の方が大きくなります。理由としては食材の購入の中には、法で定められた保存食といい、作ってから二十日間、材料と作った給食を必ず保管しなければいけないというルールがあり、その保存食の材料費、それと検食、校長先生とセンターの責任者が児童生徒の口に入る前に検食する、その費用も見込むので必ず歳出の方が増えます。また、滞納が発生しますので、その影響もあります。その差は、一般財源で補填することになりますが、総合教育会議では児童生徒のために、それは致し方ないのではないかとのご意見をいただいています。まとめです。供用開始後、いつ公会計に移行したらいいのかということ話し合った結果はスライド28です。文科省が平成30年度中に策定予定の学校給食費の公会計化のガイドライン、これに沿った会計ルールで学校給食を運営していくのがやはり適切ではないか、システムを作るのもこれに則って作るのが良いのではないかと考えています。それらを勘案して、公会計に移行するにあたって必要な予算や要綱等運営体制の確立を進めていくこと、保護者の負担増を考慮して年度途中の公会計化は避けるべきではないかと考えています。センターの供用開始は平成30年の2学期ですが、その時に公会計の導入は無理ですが、オープン後適切な時期に移行すべきと考えています。では適切な時期はいつか、ということになりますが、最短は31年の4月ですが、システムを作るうえで、ガイドラインを見てからのほうが良いのではないかと考えています。31年3月にガイドラインが出ますので、それからシステムを構築し、32年の4月から移行するというのが公会計化の最短ではないかと思えます。昨年度一年かけて総合教育会議で協議したことについてご報告させていただきました。

○藤田市長

ありがとうございました。これは報告ということでありましたが、私を含めて知らないことでありましたので、ご質問等ありましたらよろしく申し上げます。私からいいですか。公会計の時期についてはいろんな要素で決まってくるでしょうが、平成30年の9月のオープンから食材の仕入れは待ったなしですね。各学校でいろいろな付き合いの中で仕入れてきた食材について、オープンの時にどうなるのでしょうか。

○井上学校教育課技監

教育委員会で案を考えた後、市長さんと協議させていただきたい点です。いきなり2学期から入札、私会計だけれど入札制度になるとなった場合、今の業者への説明が必要と思います。とはいえ、実際には来年の7月には発注をしないと9月の給食には間に合いません。

○藤田市長

そういう課題があるということを確認しました。他にありませんか。特にないようでしたら、今日の協議事項は全て終わりました。本日は以上で終わらせていただきます。ありがとうございました。

(3) 閉会 14時45分